

平成27年12月8日

学生 各位

学生生活課

[重要]マイナンバー制度に関するお知らせ

- ・平成28年1月からマイナンバー制度が始まります。
- ・マイナンバーとは住民票を有するすべての方に一人ひとつの番号を付して、社会保障、税、災害対策といった分野で活用される番号のことです。
- ・マイナンバーは、日本国内に住所を有するすべての方に通知されます。
- ・マイナンバーの通知カードは、10月5日時点の住民票の住所に送付されるため、学生寮等に現在居住しているものの、引き続き保護者等が居住する住所に住民登録をされている方は、通知カードは保護者等が居住する住所に送付されますので、ご注意ください。
- ・学生の皆様は、平成28年1月からのアルバイト等を行う際には、事業主から所得税等の申請等に関連して、マイナンバーの提示を求められます。なお、平成28年1月に給与等が支給される場合も対象となります。
- ・本学において、TA・RAやアルバイト等を行い大学から給与や謝金を受け取っている学生の皆様は、マイナンバーを大学にご提示いただく必要がありますので、お願いをする際には別途お知らせします。
- ・マイナンバーは原則として一生涯使うものになります。就職が決まったら、事業所に届け出るようになりますが、面接等で求められることはありません。取扱いにご注意いただき、安易に友達などに教えることがないようにしてください。
- ・マイナンバー通知カードは厳重に保管し、紛失や誤って廃棄することのないようご注意ください。

【マイナンバーの詳細】

○政府広報オンライン（特集 社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞）

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/>

○内閣官房（マイナンバー社会保障・税番号制度）

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

○文部科学省（マイナンバー（社会保障・税番号）制度に関する文部科学省からのお知らせ）

http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1362172.htm

【この件に関する問合せ先】

学務部学生生活課学生支援担当

TEL 0952-28-8173